

## 関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

1. 特定輸出者に対する帳簿の備付け及び書類の保存について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を準用するための規定の整備を行うこととする（関税法施行規則第8条の新設）。
2. 特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、特定輸出者の承認を受けようとする者が、関税法その他の法令を遵守するための事項として財務省令で定めることとされている事項を規定することとする（関税法施行規則第9条の新設）。
3. この省令は、平成18年3月1日から施行する。